平成21年4月改定

金隈老人保健施設フラワーハウス博多　身体拘束『0(ゼロ)』に向けての生活支援ガイドライン（抜粋）

1. 目　的

日々の利用者への援助の中で何が身体拘束なのかを探り、安全で身体的・精神的苦痛をもたらすことのない援助を提供する為、日々のケアを見直し、身体拘束に至らないような生活援助へ改善・実践してきた。ここで更なる身体拘束『0』を目指す為、定義を見直し下記のように制定する。

2. 生活支援の基本指針

身体拘束へと至らない質の高い生活援助を実践する。

(1) 生活安全上の配慮からなされてきた「縛る」「閉じ込める」等の行為が、実は人権を侵した身体拘束であるという事実を一人ひとりが認識する。
(2) 身体拘束廃止のキーワードは「人権」「利用者主体」「自立援助」である。
(3) 身体拘束は、身体拘束を必要とする状況を更に生み出し、根本的な問題解決にはならない。残存機能まで押え込み、心身機能の廃用につながるこの悪循環を断ち切らねばならない。
(4) 医師・看護・介護・PT・OT・栄養士・介護支援専門員等で構成するケアチームが相互に協力し、ケアプランの充実を図る。

3. 身体拘束の定義

《身体拘束禁止の対象となる具体的行為》

- 徘徊しないように、車椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 車椅子からずり落ちたり立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける。
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 脱衣やおむつ外しを制限する為に、つなぎ服を着せる。
- 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【フラワーハウス博多での定義】

- 立ち上がったり起き上がったりする方に対し、何がしたいのか理由も聞かずに「座って下さい」「寝て下さい」等、一方的な声かけをする。
- 椅子から立ち上がったり転落の恐れのある方に対し、テーブルにつけたり車椅子用のテーブルをつけ動きを制限する。

《介護保険指定基準の身体拘束禁止規定》

1. 介護老人保健施設は、サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
2. 介護老人保健施設は、前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

4. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の絶対条件

(1) 身体拘束を行う際は以下のA～Cの3つの条件を全て満たした場合のみとする。

A：切迫性　－	入所者本人または他の入所者の生命または身体が、危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
B：非代替性　－	身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと。
C：一時性　－	身体拘束が一時的なものであること。

(2) 身体拘束の手順

必要の有無　→　施設長・委員会へ　→　家族連絡　→　説明・同意　→　実施　　（詳細は身体拘束マニュアル参照）

(3) 身体拘束を行っている期間は、療養記録に「経過観察記録」を残し、カンファレンスで身体拘束改善計画を作成・検討する。
(4) 身体拘束の要件に該当しなくなった場合は、直ちに解除する。

5. 身体拘束に関する説明と同意

(1) 本人・家族に、緊急やむを得ない経過・身体拘束のケア方法・時間帯・期間等について、ケアプランを基にケアチームの代表者が説明し、理解・同意を得、「説明・同意書」で本人及び家族に確認を行った後、身体拘束を行う。ただし、著明な理解力低下が認められる場合は、家族のみの同意とする。
(2) 夜間・休日等、緊急やむを得ない状況が発生し、直ちに家族の同意が得られない時は、施設長に状況報告し、身体拘束についての指示を受けた後に行う。この場合、翌日速やかに家族に説明し同意を得る。